

平成 26 年第 9 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 26 年 8 月 25 日 (月)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 26 年 8 月 25 日 (月) 午前 9 時 30 分	
	閉 会	平成 26 年 8 月 25 日 (月) 午前 11 時 18 分	
出席・欠席委員	出席委員	大江 眞・清胤祐子・正山幸夫・二見吉康	
	欠席委員	河野義文	
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	新田いずみ	
	主幹	沖本直樹	
	主査	浅田敬文	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 15 号	平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 16 号	学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について	原案可決
報告協議事項	<p>1、 1 学年 1 学級規模の県立高等学校（全日制）における県外からの生徒の受け入れについて</p> <p>2、 9 月行事予定について</p> <p>3、 服務規律の厳正確保について</p> <p>4、 平成 26 年度市町村教育委員会研究協議会の開催について</p> <p>5、 その他</p>		

## 【 議 事 録 】

日程第 1、開会

委員長)

定刻になりましたので、平成 26 年第 9 回安芸太田町教育委員会を開催いたします。  
(午前 9 時 30 分開会)

本日の会議議題はお手元に配付した通りです。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

清胤委員)

発議を提出いたします。

日程第 3、議事の「議案第 15 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」、「議案第 16 号 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」は、教科書採択は、採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があります、開かれた採択が求められてはいますが、円滑な採択を進めていくためには、静謐な採択環境が必要であると考えます。

したがって、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

委員長)

ほかにご意見はございませんでしょうか。

( な し )

それでは、ただいまの清胤委員の発議について、採決いたします。

おはかりします。「議案第 15 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」、「議案第 16 号 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」は、その審議を公開しないこととするについて、賛成の方は挙手願います。

( 全員挙手 )

挙手全員と認めます。よって、本日の議題は、日程第 3、議事は公開しないで審議することに決しました。

日程第 2、教育長報告をお願いします。

教育長)

報告・協議資料により報告をさせていただきます。

報告・協議資料 P1 により説明する。

1、8 月の学校等の状況・予定

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ① 新しい学びプロジェクト研究協議会担当者会議 | 8/1～2 |
| ② 全国小学生中学生ライフル射撃競技大会視察  | 8/2   |
| ③ 学校適正配置計調査特別委員会        | 8/5   |

④ 町長と教育委員との協議会	8/7
⑤ 科学アカデミー教室（台風接近により中止）	8/9
⑥ 山県郡教科用図書採択協議会	8/19
⑦ 中学生キャリアスタートウィーク	8/18～
⑧ 学校適正配置・耐震改修に関する PTA 説明会（修道小 PTA・地区）	8/20
⑨ 中国五県町村教育長研究大会	8/20～22
⑩ 科学アカデミー教室②	8/23
⑪ 町校長研修会 テレビ会議システムによる	8/26
⑫ 科学アカデミー教室③	8/23
⑬ 山県郡マネージメント研修会	8/30

## 2、その他

服務規律の厳正確保＝交通無違反・無事故の徹底

大江委員長)

何かご質問がありますか。

ライフル大会の結果はどうでしたか。

生涯学習課長)

ビームの団体は男女とも思わしくありませんでした。

個人のビーム女子が 150～160 人中の 31 位でした。

今年は小数点まで出したので、差が出過ぎたようです。松江での大会の成績はまたお知らせします。

委員長)

学校にエアを練習する設備ができたので、頑張りたいと思います。環境があるので、力をつけていただきたいものです。

生涯学習課長)

所有許可の免許取得が難しいところです。3年生が1名取得しております。

教育長)

安芸太田町の国会で年齢制限の引き下げが予定されております。中学生から使用できるようになります。小学校からビームで鍛えて、上につなげていければと思います。

委員長)

殿賀小学校の教頭先生は兼任になりますか。

教育長)

そうです。複式経験はないようですが、一生懸命努めるとのことです。

委員長)

ほかにないようでしたら、次をお願いします。

日程第4、報告・協議

教育次長)

1、 1 学年 1 学級規模の県立高等学校（全日制）における県外からの生徒の受け入れについて

(報告・協議資料 3～4 ページにより説明する。)

明日 26 日に活性化協議会が開催されますので、説明、協議いたします。受け入れ場所について対策中です。

正山委員)

県外もしくは県内郡部の応募の割合はありますか。

教育長)

ありません。極端に県内希望者を排除することのないよう配慮するとされています。

生涯学習課長)

2、 9 月行事予定について

(報告・協議資料 5 ページにより説明する。)

\* 第 18 近郡親善ゲートボール大会 9 月 6 日 (土)

管理主事)

3、 服務規律の厳正確保について

(報告・協議資料 9～17 ページにより説明する。)

26 日の校長研修会で伝えてまいります。

清胤委員)

なぜ、「児童ポルノ」という言葉があるのか、子どもたちは育むべき存在であるのに不思議に思うくらいです。

指導主事)

教職員の不祥事根絶はもちろんですが、児童、生徒は被害者になるということがあります。写真を送ってくれというようなことで安易に応じてネットに載ったりして被害にあうことのないよう指導してまいります。

管理主事)

4、 平成 26 年度市町教育委員研究協議会の開催について

(報告・協議資料 18～24 ページにより説明協議する。)

出欠確認をする。

5、 その他

( な し )

大江委員長)

ほかにないようでしたら、続いて先ほど公開しないと決定した議案についての審議を行いますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者退席する。)

指導主事)

「議案第 15 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」は、来年度小学校で使用する教科書の採択と特別支援学級で使用する教科書の採択をご検討いただくこととなります。

特別支援学級で使用する教科書の採択については、毎年行います。各学校で選定委員会を開催していただき理由書をもとに教育委員会議で採択を行います。

教育委員会事務局において検討し、議案をさせていただいています。議案と資料の理由書を見ていただき検討をお願いします。

次に来年度、小学校で使用する教科書の採択について説明いたします。

議案について教科ごとに発行会社が記載されたものを一覧表にしております。

また、山県教科用図書採択地区協議会の採択理由書と山県選定委員会の答申書を資料としております。

審議等の前に教科書採択の流れや今までの経過を説明いたします。

教科書は「～教科の主たる教材～」として定義されています。このことは「教科書の発行に関する臨時措置法」に記載されています。

教科書の使用は学教教育法により義務付けられており、給与に係る費用は国が全額を負担し、無償で児童生徒に給与されているものです。

当然ながら国が負担する費用は税金であり、給与事務・採択事務は公正に行われなければなりません。

教科書の使用期間は 4 年間です。本年が小学校の採択年となります。ちなみに来年度は中学校となります。

教科書の採択は、県教育委員会が定めた採択地区毎に教育委員会が県教育委員会の指導・助言を受けながら、調査・研究を行い、採択年度の 8 月 31 日までに採択することとなっています。

なお、山県採択地区は複数の町で構成されているため、協議会を設け、採択を行います。

町教育委員会は教科書採択を行うに当たり、選定委員会、調査員を設けます。選定委員会は調査研究の観点を決定し、調査員へ調査研究の依頼をします。調査員は決定された観点に基づき、全ての発行者の教科書に対して調査研究を行います。その結果を選定員会に報告し、選定委員会は調査員の報告を受け答申を作成します。各町及び協議会は作成された選定委員会の答申により、採択を行います。

一連の流れによる教科書の採択自体は安芸高田市・山県郡の両採択地区で別々に行いますが、調査員による教科書の調査研究は、調査研究の充実及び調査員の確保のため、共同で行うこととしています。

安芸高田市、山県郡の調査委員が調査を 6・7 月におこない、調査した結果を山県郡の選定委員会へ報告を 7 月 31 日に行いました。

その後、調査員からの報告を受け、選定委員会から 8 月 19 日に協議会から答申されました。協議会では、山県地区の採択を行い、本日、北広島町としての採択をお願いすることとなります。

それでは、教科ごとに採択理由を簡単に説明します。

(別添採択理由書一覧により説明する。)

委員長)

実際に、教科書をご覧になってご意見等をお願いします。

(説明により、各教科書を各々確認する。)

○国語  
委員)

以前より文章が多くなっているのでしょうか。

指導主事)

今回の改訂で文章の量が大きく変化したということはありません。文章を読みとる力だけでなく、書いたり、話したりする力をつけるための工夫がされています。

○書写  
委員)

筆の動かし方などイラストによって見ただけでよく分かるように書かれているのがよいと思います。見開きの写真も分かりやすいと思います。

指導主事)

技術の習得だけでなく、活用ということが重視されています。文字をきれいに書くということに加えて、国語との連携で一体的な学習ができるようになっています。また、手紙など日常生活への活用についても配慮されています。

○社会  
委員)

しくみのコーナーがあって学習を問題解決的に進めることができるようになっているのでよいと思います。見開きで内容を把握できることもよいと思います。領土問題への記述はどのようなようになっていますか。

指導主事)

各社とも5年生の教科書で扱っています。内容について一番詳しく記述してあるのは教育出版の教科書でした。

○地図  
委員)

地図の約束事についての説明が分かりやすいと思います。広島市の原爆のことも示されていてよいと思います。他の地図帳では先ほどの領土問題になっている地域の表記にどのような違いがありますか。

指導主事)

帝国書院の地図帳では日本列島を表記した地図に竹島、尖閣諸島、北方領土が写真つきで日本固有の領土として示されています。東京書籍の地図帳では、北方領土についての記載はありますが、竹島や尖閣諸島については特別な表記はありません。

○算数  
委員)

説明や問題の量も適量であると思います。色使いもよく、文字の大きさに工夫が見られてよいと思います。もっとたくさん練習問題をやりたいときにはどのように対応したらよいですか。

指導主事)

巻末に「算数自習コーナー」の中に自分で答えあわせができる自学習用の問題として「ほじゅうのもんだい」が掲載されており、一人一人の児童に応じた学習ができるようになっています。自分で答え合わせをするということも家庭学習においては重要なことだと考えております。

○理科  
委員)

問題解決的な学習ができるようになっており、日常生活への活用も工夫されていてよいと思います。実験中の安全面への配慮はどのようになっていますか。

指導主事)

加熱器具を使い始める4年生と薬品を使う6年生の教科書では「みんなで使う理科室」の単元を設け、理科室で守る約束事や留意点を具体的に写真や図で示して安全に実験することができるよう配慮しています。

○生活  
委員)

生活科の中で安全教育も取り扱うということですが、具体的にはどのように学習するのですか。

指導主事)

学校内の安全、通学途中の安全、地震等の災害時の安全ということで例えば「おぼえてあんぜん」というページでは、写真や図を使いながら、どのようなことに注意をしてどのような行動をとるべきかを具体的に示しています。

○音楽  
委員)

題材とともにねらいや目標が分かりやすく示されていてよいと思います。つながりを意識しているということでしたが、子どもたちが見通しを持って学習できると思います。童謡や唱歌が多いように思いますが、どの教科書も同じ傾向なのでしょうか。

指導主事)

わが国の文化を大切にすることを育むため、学習指導要領では歌唱教材について、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべ歌や民謡など日本の歌を取り上げるようにすることとされています。

○図画工作  
委員)

目標が5種類に色分けされていて分かりやすいと思います。一つの題材が見開きで示されているのもよいと思います。

○家庭  
委員)

身につけさせたいポイントが分かりやすく示されていると思います。

○保健  
委員)

学習課題が最初に分かりやすい言葉で示されており、学習の流れも見開き2ページで構成されているので分かりやすいと思います。「活用して深めよう」など生活と結び付けて学習したことを定着できるようになっていると思います。

委員長)

それでは、これより全体を通して質疑を行います。質疑はありませんか。

教科書は、1年間で全部終了できていますか。

指導主事)

年間の指導計画により、全て時数管理、進捗管理をしております、残りはありません。

委員長)

安芸高田市と同様となっていますか。

教育長)

地区として別でもよいのですが、同じになっております。

指導主事)

現行と同じものになっております。

委員長)

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 15 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声全員)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 15 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

次をお願いします。

指導主事)

「議案第 16 号 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」は、筒賀小学校、筒賀中学校で使用する教科書になります。

委員長)

ただ今の提案説明に対する質疑はありませんか。

ほかの学校は別ですか。

指導主事)

次年度は筒賀小学校・中学校のみです。9 条関係で特別に別のものを選択され、あとは検定用を使います。

委員長)

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

お諮りします。「議案第 16 号 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択につ

いて」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声全員)

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 16 号 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。

慎重なご審議ありがとうございました。

さて、これまで教科用図書の採択に関する審議は、すべて非公開で行ってまいりましたが、平成 27 年度小学校で使用する教科用図書の採択基本方針の「(3) 開かれた採択の推進」において、教育委員会会議の議事録を作成したときは、その議事録は、採択後、遅滞なく公表するよう努めることとなっておりますので、本日の議事録は、後日公表したいと考えますが、ご異議ございませんか。

( 異議なしの声全員 )

ご異議なしと認めます。

よって、後日公表することといたします。

その他をお願いします。

管理主事)

次回の会議日程の調整をお願いします。

( 日程を協議する。 )

委員長)

では、次回は 9 月 25 日 午前 9 時 30 分開会を予定します。

本日の平成 26 年第 9 回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前 11 時 18 分 閉会)